

平成30年度全国労働衛生週間実施要領

滋 賀 労 働 局

厚生労働省では、関係各界における労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の推進を図るため、今年も全国労働衛生週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、別添の「平成30年度全国労働衛生週間実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき10月1日から10月7日までを本週間、9月1日から9月30日を準備期間として実施することとしているところである。

ついでには、滋賀労働局(以下「局」という。)においても、第13次労働災害防止推進計画の初年度の取組と合わせ、県内における労働衛生意識の高揚と事業場における自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、実施要綱の趣旨に基づき、次の事項を行う。

1 広報活動の実施

(1) 報道機関に対する広報

新聞等の報道機関に対して、必要に応じて資料提供を行う。

(平成30年9月上旬、局において実施)

(2) 機関紙等による広報

労働災害防止団体等(滋賀労働基準協会等)に対して機関紙への掲載を依頼する。(局において実施)

局ホームページへ掲載する。(局において実施)

(3) ポスター、立て看板等による広報

局、労働基準監督署(以下「署」という。)公共職業安定所において、準備期間及び本週間中を通じ、ポスター、立て看板等を見やすい場所に掲示する。

労働災害防止団体等(滋賀労働基準協会等)には局から依頼、事業場等には署から依頼

2 労働衛生講習会(全国労働衛生週間趣旨説明会)等の開催

実施要綱に示されている実施者実施事項等について、各署において、次のとおり実施する。

(1) 時 期

9月上旬

(2) 対 象

署長が必要と認める事業場

(3) 説明事項

滋賀県の労働衛生の現状

全国労働衛生週間について

ア 実施要綱のうち、「1趣旨」及び「10実施者の実施事項」を中心に説明を行う。

イ 「10実施者の実施事項」については、網羅的に説明を行うこととするが、特に次の事項（実施要綱10(2)ア(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)）

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

(イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

(ウ) 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づく事業場の環境整備

(エ) 「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとした一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施

(オ) 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

及び次の事項（実施要綱10(2)ア(カ)）に関しては、重点的に説明を行う。

a 職場における腰痛予防対策指針による腰痛予防対策の推進

b 職場における受動喫煙防止対策の推進

c 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底

また、次の事項（実施要綱10(2)イ、ウ）に関しては通達説明を行う。

(ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化

(イ) 作業環境管理の推進

(ウ) 作業管理の推進

(エ) 健康管理の推進

(オ) 労働衛生教育の推進

(カ) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施

(キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

(ク) 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進

(ケ) 粉じん障害防止対策の徹底

(コ) 電離放射線障害防止対策の徹底

(サ) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

(シ) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

- (ス) VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- (セ) 石綿障害予防対策の徹底
- (ソ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進

3 事業場の実施事項についての指導援助

準備期間及び本週間において、各署が実施する監督指導、個別指導の際に、事業場の実施事項について、上記2の「(3)説明事項」を中心に指導援助を必要に応じ行うほか、各事業場、団体等から援助を求められた際には、情報提供等の援助を行う。

また、本年度においても準備期間を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、局署は事業場による健康診断及び事後措置の実施等について、調査と指導等を行う。